

# 事業報告書

平成20年度の主な事業を下記の通り報告します。

## 社員の異動状況と受託事件の動向

平成21年5月31日現在の社員の異動状況は、入会社員数6名、業務廃止社員数6名であり、社員数合計179名です。

受託事件数については、大口の受託事件数がなく減少傾向です。

受託事件の詳細につきましては後ほど報告させていただきます。

### 1 公益法人制度改革について

公益法人の公益活動の健全な発展を図るため昨年12月1日に公益法人制度が実施され、公益法人の事実上の解体・再編成制度がスタートしました。

当協会も例外ではなく、特例社団法人扱いになりましたが、解体するのか、移行認定を受けて再編成するのか、選択の時期を迎えています。

協会は昨年1年間説明会等に参加し、情報の収集に努め、更に理事会で協議していますが、方向性が見え出せない状況です。

### 2 国土交通省（宇都宮国道工事事務所・湯西川ダム工事事務所）用地課との打ち合わせ関係。

懸案事項の処理方法について協議を求められ、担当理事が対応しました。

国土交通省の入札事件については昨年までは応札者の競合がなく、当協会が落札していましたが、本年は、他県の司法書士法人と競合し、競合司法書士法人に落札したことを報告します。

受託事件の大幅な増加は望めない中で、粘り強く業務拡大に努め、信頼の確保に努めてきました当協会にとって、今回の入札競合には、組織の存続を考えると、大きな打撃です。

### 3 業務委託契約の状況

今年度の業務契約を締結した関係機関は栃木県農業振興公社を含め3機関です。

大量の受託事件の増加は望めないまでも、あきらめず、信頼の確保に努めていきます。

#### 4 次年度以降の対応

官公署からの受託が一般指名競争入札方式に移行する中で、当協会が特例民法法人として残された移行期間は5年を切っています。

当協会が今後どのような法人形態に移行するかが早急な課題ですが、既に本年解散を余儀なくされた協会（3協会）が報じられています。

指名競争に勝ち残るには、更に強固な組織造りが急務かと思えます。

当協会は2年後には解散を視野にいた法人の形態を決定したいので、本日は時間をかけて社員の皆様の意見を頂きますようお願いし業務報告とさせて頂きます。